

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和3年12月6日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

生活保護基準は、憲法25条に定める「健康で文化的な生活水準」を維持できるものでなければならない。本件処分は、厚生労働大臣の裁量を逸脱し、法1条、3条及び8条1項、2項に違反する告示に基づいて行われており、法56条の「正当な理由」がないのに不利益に変更されたと言わざるを得ない。

本件処分は、世帯員の減少、令和〇年〇月〇〇日の長女死亡により保護費を必要としなくなったためとして、〇月は日割り計算して保護費を減少させた。しかし、〇月は現状では長女があたかも生きているように振る舞う状態になっているため、必要経費であ

る。

経費は遺族が負うことになっている。生活保護者を差別しないでほしい。遺骨を自宅で保管は困難と判断したため、お墓や納骨堂に納めた。その結果、遺族、特に、妻に負担が重くのしかかった。

今、感染症が続いて、超法規的措置を取らなければ、命は救えない。環境整備が必要である。故長女は、感染症の余波の犠牲者の1人である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 1月15日	諮問
令和6年 6月11日	審議（第89回第3部会）
令和6年 7月17日	審議（第90回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び収入認定について

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を規定する。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和

36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。なお、次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。)第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとなる。

(2) 費用返還義務について

法63条は、被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定する。

法63条の趣旨は、法4条1項にいう要保護者に利用し得る資産があるに（も）にもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実を活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実を活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている（最高裁判所昭和46年6月29日判決・最高裁判所民事判例集25巻4号650頁）。

(3) 未支給年金について

ア 国民年金法18条3項は、年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払うと定め、同条1項において、年金給付の支給は、権利が消滅した日の属する月で終わるものとし、同法35条は、障害基礎年金の受給権の消滅事由として、同条1号において、死亡したときと定めている。

イ 国民年金法19条1項は、年金給付の受給権者が死亡した場合に、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支

給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母等であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる旨を定める。

ウ 上記イの規定は、相続とは別の立場から一定の遺族に対して未支給の年金給付の支給を認めたものであり、死亡した受給権者が有していた当該年金給付に係る請求権が国民年金法19条の規定を離れて別途相続の対象となるものでなく、死亡した受給権者が有していた支分権たる請求権を同条1項の規定に基づき、承継的に遺族が取得するものと解され（最高裁判所平成7年11月7日第三小法廷判決・最高裁判所民事判例集49巻9号2829頁）、また、遺族の生活保障の見地から、受給権者の死亡時に受給権者と生計を同じくしていた遺族に対し、自己の名でその支給を請求することを特に認めたものであると解されている（仙台高等裁判所平成28年5月13日判決・判例時報2314号30頁）。

(4) 未支払の障害年金生活者支援給付金について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「支援金支給法」という。）は、障害年金生活者支援給付金（以下単に「年金生活者支援金」という。）の支給要件として、国民年金法の規定による障害基礎年金の受給権者であることと定め（15条1項）、支給月、支給が終了する月、受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき年金生活者給付金でまだその者に支払っていなかったものがあるときにおける配偶者、子、父母等による未支払年金生活者支援金の請求について、国民年金法と同様の定めを設けている（14条が準用する9条1項）。

2 本件処分についての検討

(1) 未支給年金に係る法 63 条の適用について

長女の年金受給権は、令和〇年〇月〇〇日に同人が死亡したことにより消滅し、国民年金及び年金生活者給付金の支給は、権利が消滅した日の属する月である同月をもって終わることとなる（同年〇月までの分が支給される。）。同年〇月分の年金給付及び年金生活者給付金については、それぞれ「死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったもの」（未支給年金）、「死亡した者に支払うべき年金生活者給付金でまだその者に支払っていないなかったもの」（未支払年金生活者支援金）に当たり、その者の配偶者、子、父母等であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものが、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができるとされている（上記 1・(3) 及び(4)）。

本件未支給年金等は、請求人が国民年金法 19 条 1 項及び支援金支給法 19 条の規定により準用される同法 9 条 1 項に基づき、長女の父として請求し、請求人に対して支給されたものであり、次官通知にいう公の給付に該当する。

そうすると、処分庁が、本件未支給年金等の全額を請求人の資力として認定し、支給した保護費の範囲内において返還を求めたことは、上記 1・(1)及び(2)の法令等の定めに従って適正に行われたものである。また、本件未支給年金等の全額を請求人の〇月分の資力として認定することも、国民年金法 19 条 1 項の趣旨に照らし、不合理であるということとはできない。

(2) 以上によれば、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに従って適正に行われたものであり、また、支給された保護費の範囲内において請求人が返還すべき金額を決定しており、違算もない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張（第 3）について

請求人の主張の趣旨は、長女のお墓や納骨堂の費用等は必要経費であるとして、本件未支給年金等を請求人の資力として認定する本件処分は違法又は不当であるというものと解される。

しかし、上記2のとおり、国民年金法及び支援金給付法の定めるところに従い、長女の死亡により請求人が有することとなった請求権に基づき、自己の名で請求して支給された令和○年○月分の本件未支給年金等は、請求人に対する公の給付であって、その全額を請求人の同月分の資力として認定したことに違法又は不当な点は認められない。

また、請求人が必要経費であるとするお墓や納骨堂の費用等が当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に支出されるべきものであるということもできないから、請求人の主張は採用することができない。

なお、既に葬祭費として、212,000円が別途請求人に支給されている。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙(略)